

令和2年 第14回 定例教育委員会 議事録

1 開催日時 令和2年10月23日（金）午後1時32分～午後4時6分

2 開催場所 豊見城市役所 4階 庁議室

3 出席者

[委 員]

教育長 教育委員4名

[事務局]

教育部長 教育総務課長、学校教育課長 学校施設課長

生涯学習振興課長 文化課長 教育総務課総務班長

学校給食センター所長、文化課文化班長

4 欠席者 学校教育課参事

5 教育長の報告の要旨 別添教育長業務報告

6 議題及び議事の大要 次のとおり

7 議決事項

- ・豊見城市指定有形文化財の指定について
- ・豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例の廃止について
- ・豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則について
- ・伊良波小学校校舎増築（建築工事）の工事請負変更契約について
- ・「学校給食に関するアンケート」の調査結果について

8 教育長又は会議において必要と認める事項

第14回定例教育委員会 議事録

教育長	<p>これより第14回定例教育委員会を開催します。</p> <p>それでは、日程第1 会議録署名委員の指名であります。本日の会議録署名委員に備瀬委員を指名します。よろしくお願ひします。</p> <p>日程第2 会期日程ですが、1日としたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	<p>それでは会期日程を1日といたします。</p> <p>本日の議題ですが、お手元に配付しております議事日程に沿って進めてまいります。</p> <p>日程第3 議題に入ります。教育長の業務報告であります。お手元に配付しております教育長の業務報告書をご覧ください。</p> <p>9月24日木曜日、第11回公判が地方裁判所で行われました。これはいじめ裁判で引き続き対応している内容であります。</p> <p>9月25日、令和2年第4回市議会定例会最終本会議に参加をしております。与根体育施設設置及び管理に関する条例に関しましては、否決となっております。</p> <p>10月2日に南部広域行政組合教育委員会定例会に参加をしております。南部福祉センターで行われました。</p> <p>10月5日、与根整備地区区画整理組合へ組合事務所のほうに訪問をいたしております。内容については、廃止条例のときに若干説明を加えさせていただきます。</p> <p>10月12日、小中学校教職員定期人事異動説明会に参加をしております。</p> <p>10月14日、市育英会・人材育成基金寄附金贈呈式、豊見城市土木設計業界協会よりありました。令和3年度実施計画内示に向けての調整を行っております。フットサル県大会優勝、河田様、双子の兄弟の来訪がありました。</p> <p>10月20日、令和2年度行政改革推進本部が行われております。</p> <p>以上が私の業務報告になります。</p> <p>続いて日程第4 議案第30号 豊見城市指定有形文化財の指定についてであります。事務局より説明をお願いします。</p>
文化課長	<p>文化課長から説明いたします。よろしくお願ひします。議案第30号 豊見城市指定有形文化財の指定についてですが、これは8月開催の定例教育委員会のほうで指定文化財の諮問についてという議案を可決まして、その後、9月29日に文化財保護審議会のほうを開催しまして、</p>

	<p>諮問して審議してもらいました。10月9日付で答申がありましたので、豊見城市文化財保護条例第4条第1項に基づき本議案を提出しています。</p> <p>2ページ目をお願いします。答申のかがみ文書ですね。これは31号も同じになるんですが、こちらのほうが右上のほうに豊文保第1号ということで答申です。別紙のとおり答申いたしますということで、3ページのほうが内容になっております。5番の審議結果のほうですね、これは高嶺古島遺跡から出土した土製品で、土馬ですね、8月の教育委員会で説明したのですが、こちらのほうが本土の精神文化の一つが伝播したものと考えられる資料であるが、今後の調査資料の追加を待ってさらなる考察も必要であるとしておりますが、現段階において、沖縄県において呪術的要素が見受けられる唯一の土製品と思われる重要な資料であることから、豊見城市有形文化財として指定することが望ましいという答申になっております。以上でございます。</p>
教育長	ただいま議案第30号についての説明がございました。委員の皆さん、質問がありましたら挙手でお願いしたいと思います。特に確認事項等でも構わないのでどうぞ。どうぞ、4番委員。
4番委員	この土馬というのは、高嶺古島遺跡以外からも豊見城市内では発掘されているんでしょうか。
文化課長	これ唯一ですね。
4番委員	何体でしょう？
文化課長	1体です。
4番委員	非常に珍しい土馬なので。やはり片足がないとか、そういうものはちゃんと。奈良時代とかね、そういうところも発掘されていると聞いたものですから、すごいのが発掘されたなどびっくりしています。分かりました。
教育長	ほかに質問ありますか。進めてよろしいですか。 (「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは議案第30号 豊見城市指定有形文化財の指定についてであります。提案どおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。 (「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	みんな知っていることですので、提案どおり決定いたします。 日程第5 議案第31号 豊見城市指定有形文化財の指定についてであります。事務局より説明をお願いします。
文化課長	同じく文化課からですが、こちらのほうも8月の定例教育委員会で諮問についてという議案を可決した後に、文保審でかけまして、同じ

	<p>く10月9日付で答申がありましたので、今回文化財保護条例第4条第1項に基づいて議案を提出しております。</p> <p>2ページのほうですね、これが答申のかがみで、右上のほうが文書番号としては第2号となっております。別紙のとおり答申いたしますということで、3ページのほうが答申内容になっております。5番の審議結果のほうですね、こちらは宜保アガリヌ御嶽から出土した骨製品ということです。ジュゴンの肋骨を利用しておられ、用途に関しては現段階では不明ということですが、今後の資料の追加を待ち、具体的な用途についてはさらなる考察を行う必要があるということです。豊見城市でもジュゴンの肋骨を利用した骨製品の出土は当該資料のみであるということから、豊見城市的考古学及び民俗学的にも重要な資料と思われることから、豊見城市有形文化財として指定することが望ましいというこという答申になっております。以上です。よろしくお願ひします。</p>
教育長	ただいま説明がありましたけれども、課長、もう少し詳しく説明できないかな。ちょっと今の説明の内容では。
文化課長	詳しくというと、ジュゴンの骨を、肋骨なんですけれども、利用した骨製品が豊見城ではこの資料だけ、県内ではほかにも勝連城跡とか今帰仁城跡などでも出ていますけれども、豊見城のほうでもジュゴンの肋骨を利用した骨製品が出土したということで、この1件が豊見城では出てきたということですので、市としては豊見城の考古学とか民俗学的にも重要な資料であるということで、指定したほうが望ましいということになっております。
教育長	委員の皆さん、質問ございましたらどうぞ。2番委員どうぞ。
2番委員	こういう文化財、あまり分からぬものだから聞きたいんですけれども、こういうものが出土された、その後はどんな方向に持っていくんですか、展示だけですか。例えば歴史的なものとか、いつ頃つくられたものであるとか。
文化課長	そうですね、展示室のほうで展示していくという、市民のほうに紹介していく。
2番委員	出土品のいろいろな研究調査したりやるんですか、当局。いつ頃できたのか、そしてどのように使われてきたのかとか、分かっているものを。
文化課長	用途に関しては現段階では不明ということなんですけれども、弓の形をしているとか、また穴が空いて、端部に弦をかける切り込みがあるということで、弓として使っていたのかなというのも一理あるということですけれども、これは今後の資料の追加を待って、また考察を

	さらに行う必要があるということになりました。
2番委員	もう1つ、念を押して聞きます。この展示するのは分かります。皆さんとしては、これに対していろいろなところから調査もしたりもしているんですか。この出土したものに対して、いろいろ研究やっていくのかなと思って。
文化課長	報告書は作成して、各文化担当の市町村とかにもお配りしてあります。
2番委員	なるほど、そういうことですね。ありがとうございました。
教育長	ほかに質問ありますか。進めてよろしいでしょうか。 (「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは議案第31号 豊見城市指定有形文化財の指定について、提案どおり決定したいと思いますがよろしいでしょうか。 (「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは提案どおり決定いたします。 続きまして議案第32号 豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例の廃止についてでございます。事務局より説明をお願いします。
生涯学習振興課長	生涯学習振興課で説明いたします。議案第32号 豊見城市与根体育施設の設置及び管理に関する条例の廃止についてでございます。提案理由としまして、与根体育施設設置において土地区画整理事業の施行に伴って土地利用の変更を行うため、条例を廃止する必要があるということでの提案でございます。当該議案につきましては、前回8月20日の第11回定例教育委員会及び9月3日の第12回臨時教育委員会で議論していただいた結果、可決されたことを受けまして9月の市議会へ提案したところ否決という結果になっております。今回、12月市議会へ再度提案したいために教育委員会の承認をいただくべく今回提案しているところでございます。以上です。
教育長	それではただいまの提案について質疑がございましたら、委員の皆様、挙手でお願いしたいと思います。 私のほうから少し説明しましょうか。まずこれまで何度も提案しているんですが、教育委員会の立場というのをもう一度確認をしたいと思います。まず地方自治法第149条第1項第1号で市長の担任事務が決められています。その中で議会の議決を得るべき事件について、条例あるいはそういったものを廃止、あるいは提案する権限は市長にあります。そして地行法第29条では、特に教育に関する事項については、議会の議決を得るべき事件の案件を作成する場合には、教育委員会の

	<p>意見を聞かなければならぬという項目があります。ですから教育委員会の中で議決が必要ということになります。その議決をもって提案する。ですからそれぞれの権限が明確にありますので、それに基づいて今回の提案となっております。</p> <p>続いて今回の9月議会の状況を説明します。9月の状況については、主な否決の理由はサッカー専用の施設がなくなる、代替施設のめど、提示がないということが大きな内容でした。先ほど私が10月5日、与根地区区画整理組合訪問についてということを説明しましたけれども、内容につきましては9月議会で廃止をしないと事業が遅れるという都計部長でしたか、その発言がありましたので、私ほうも気になりました、どのような支障が出るのか、問題があるのかを確認しに組合のほうには伺っております。そしてその中で私が述べたことは、議会の意思として4回の否決となつたことを受けて、教育長として今後の与根体育施設の利用状況についての調整をしていきたいという申し出をいたしました。2点目が、市が予定している道路事業を進めるように、それはしたいと。そして3つ目に、区画整理事業が進められるよう協力していきたいという、この3つを組合のほうには述べるとともに、支障があるのかないのかの確認をしに行きました。基本的には、教育委員会と調整をすれば、何ら問題はないようでした。以上が私が確認した事項になります。</p>
2番委員	組合という言葉がよく出てくるんだけれども、組合員というのはどういう人達なの。メンバーを。
教育長	組合ですか、区画整理組合？ 地権者です。
2番委員	地権者だけですか。
教育長	そうです。
2番委員	分かりました。
教育長	地権者及び……、主にはもう九十何パーセントは地権者ですね。ただ地上権を持ってる方も少しいるかもしれません、基本はもう地権者です、権利者ですね。
2番委員	これ何名ぐらいですか。
教育長	ちょっと人数は。
2番委員	大体。
教育長	ちょっとそこまでは確認はしていないですね。
4番委員	何十名とか？ 何百？
教育長	いえいえ、何十名です。何十名だったと。以前に市で売却した土地ですので、その土地はですね。何十名だったと思います。

	<p>「あなたが決めることではない」という主張をしました。そこで私は一蹴されました。ですからその話は、担当の生涯学習課長は一生懸命考えて、何ができるかということでやっていることは理解していますが、私はそういうことで、一蹴されてそれは終わったと。土地の管理者である長が私を一蹴しましたので、その話はもうないということで、私は捉えています。以上です。</p> <p>ほかに何かありますか。どうぞ、意見がありましたら。</p>
2番委員	繰り返しになるかもしれませんけれども、この漁港の案は、これまでにはなかったんですか、代替地として。前回の議会の前までは。
生涯学習振興課長	はい。特に代替施設としてはまだ位置づけてはいませんでした。
2番委員	今、教育長が言われた、説明があったんですけども、今現在としては、向こうも使えると。
生涯学習振興課長	はい。多目的広場という位置づけなので、特に協議については。
2番委員	選択肢の1つに入れることができるわけですね、これね。
生涯学習振興課長	はい。
4番委員	私は前回豊見城中学校と3分の1のグラウンドのほうが、12月には完成するんですかね、一部供用できるんですかね。もう今10月下旬だし、あと1か月もすれば使えそうではある。そして陸上競技場のあのフィールドのほうも使えるという話をやっていましたし、そして廃止するまでは与根のサッカー場も使えるであろうというところでの調整も可能であると聞きました。本当に豊中のサッカーチームの皆さんにとっては、100%とは言えないにしても、最大限の努力をして、サッカー場の確保について努力しているなというふうには思っております。その部分と加えて、今与根の漁港のほうが選択肢の1つに上がってきたということは、過去のいきさつはあったかもしれません、現時点でもそれが生きているんだったら、ぜひその方向で検討を進めてもらいたいと考えております。何しろ今回の議会の傍聴をした結果、やはり主な理由がサッカー場の確保に苦労していると、確保ができないようになりましたので、もうできるだけ早くそういう方向で子どもたちが早めに練習ができる方向で取り組んでほしいなど。そのためには12月の議会のほうにぜひとも条例廃止をして、サッカー場の確保ができそうであるというところで頑張ってほしいと考えております。以上です。
教育長	私のほうから少し述べさせていただきます。まず私のほうは、与根体育施設が否決になったことに伴いまして、先ほど言いましたように組合のほうを訪ねております。その上で、私の教育長の権限の範囲内で何ができるか、できるだけこの問題を小さく、きちんと利用できる

	何か質問ありますか。
3番委員	9月議会の否決の理由が、サッカー専用の施設がなくなるということと代替のめどがたっていないということが理由だということの説明がありましたけれども、12月議会にまた提案していくところでの議案書が出ているんですが、その代替のめどの分、要するにこの2つの理由に対して何らかの手立てと言いますか、そこら辺をやった上での12月の提案になるというふうに理解してよろしいですか。
生涯学習振興課長	<p>説明いたします。9月市議会の審議の中で、まず1つ目の豊見城中学校サッカーホールの活動場所についてということもありましたので、今現状としましては条例も廃止されていませんので、今までどおり与根サッカーホールは使える状態にはあります。今、12月議会に提案する予定としていますので、廃止されるまでは今の現状のままですね、与根体育施設については。併せて12月中旬頃には豊見城中学校改築工事に伴う3分の1程度のグラウンドの供用開始が始まりますので、そこと市の陸上競技場について併用しながら、使用していただきたいというふうに思っているところです。</p> <p>次の代替施設のめどについてでありますけれども、担当課としましてはいろいろな市内の都市公園等くまなく検討をして、およそ11ぐらいの候補と言うんですか、そういうところでできないかどうかという部分を検討しました。今の与根サッカーホールを使ってる状況を、条例廃止後も引き続き使えるとするならば、最終的には事務局としては与根漁港多目的広場というのがあります。あれは糸満に通じる、今の与根体育施設の反対側になりますけれども、与根の自治会の集会場があります。そこに与根の漁港があるんですけども、その隣あたりに整備されたグラウンド、多目的広場がございます。大体縦が140メートル、横70メートルぐらいの大きなグラウンドで、今は主に野球の皆さん方が使っているという状況があります。そこに与根サッカーホールにあるゴールを、廃止された後であれば移動しまして、そこを活用できるのが一番のつながるようなことになるのかなと。ただしあくまでも専用施設ではありませんので、長期的に考えればまた専用施設の整備についても、またこれから検討しなければいけないと思っております。以上です。</p>
教育長	では私のほうから。実は7月7日10時、市長室。市長、副市長、教育長、教育部長、総務企画部長、5人で、私も呼ばれまして豊中の件で意見交換がありました。私はその中で、代替施設について私としては、漁港の広場しか考えられないという発言をしたところ、市長が、

	<p>のような形、そしてトラブルを生まないためにはどうしたらしいかということで、私なりに一生懸命考えました。その結果として、この与根体育施設は廃止しなければ、道路が通っても90メートル、68メートルの正式コートが取れるぐらいの土地が残ります。ですから私としては、それを利用できる方法もあるんじやないかという思いがありまして組合のほうには、教育委員会が所管する財産なんですね、教育委員会が所管する財産をそういうふうに活用することもできるということがはつきり分かったものですから、私も図面を見ながら全部チェックをしました。そういうことがあって、利用できる方法を検討できないものかということでの組合に対して申し出をしているところです。具体的な内容につきましては、即答する話ではないので、今後ゆっくりですね、区画整理事業を推進させながら、なおかつ正式コートが取れるような広さが確保できるということが確認できましたので、私自身も教育財産、教育委員会が確保する所管の財産の中で処理ができるということがはつきりしましたので、そういうふうな考え方をしております。ですから今後は、具体的に今後どうなるということは明確には発言できませんが、調整をしながら、新たな整備と併せて確保していくかというふうに考えておりますので、そういう方法も検討したいなというふうに考えております。ですからあえて廃止する必要が今あるのかどうかという部分が、私のひつかかりとしてあります。以上です。</p>
3番委員	<p>一番最初、何回目の教育委員会かちょっと忘れましたけれども、今、市が行おうとしている事業を進める上では、この設置及び管理に関する条例の廃止が必要です。それから施行規則ですか、その廃止も必要なので、その廃止について議会に提出するということでの話し合いだったかと覚えていますが。この条例の廃止をするしないで、何か変わることと言いますか、例えば組合の方たちにとってもそうですし、あるいは今後の教育委員会にとってでもそうですし、それからサッカーフィールドが残ったとしたときの、今市が進めようとしているこの事業ですか、それとの関わりはこの条例の廃止云々にどう関わっていくのかなと。もちろんメリットもデメリットもそれぞれにあるかと思うんですけども、それがよく分からないので、そこら辺を教えていただけるとありがたいかなと。</p>
教育長	<p>私のほうで説明しましょうね。まず前回の話をしていましたので、これは8月20日の総合教育会議の終わった後、定例教育委員会の後で再生医療を誘致するという内容での話だったと思います。そういうこ</p>

	とでしたので、そのときの状況というのは、沖縄県は7月末がタイムリミットとして示したことを見て、市は臨時議会、7月27日に臨時議会を開催しました。県は否決を受けて、予算を他の事業に組み替えるために9月補正予算を提出し議決がされたというふうに私のほうは聞いています。また再生医療施設については、令和4年以降の第5次振計で位置づけると、一般質問で答えています。つまり8月20日に行われた総合会議での医療施設の内容については、既に終わっていたことを皆さんには説明したということになります。ですからこの辺をはつきりと、私が確認した範囲内で答えさせていただきます。
1番委員	今の話を聞いていると、そんなに慌てる必要はないんじゃないですか。令和4年から新たな計画が始まるんですよね。そのままでもいいんじゃないのかという気もするんですけども。これをあえて早めに議決する必要がある案なのかなという感じもしますけれども、どうなんですかね。
4番委員	となると、令和4年までは今の場所は完全にストップするということなんですか。工事は進まないで、そうじゃないですよね。
教育長	もう1回私のほうで説明しましょうね。私のほうは、区画整理事業は一切支障があつてはならないと考えています。これは4番委員もお聞きになったと思います。私は当時担当部長でしたので、私が進めてきた事業です。じゃあどういうふうな形でそれを進めることができなくなるのかということであるんですけども、最初の議案を提案したときには、仮換地指定で使用できなくなりますよという説明でした。2回目の6月定例議会では再生医療の誘致、3回目も再生医療の誘致、そして9月議会では、多目的施設の利用を廃止しなければ事業に支障が出るという説明でした。ところが、どの法律にもこれは抵触しない、土地利用のですね、どの法律にも抵触しない、法律上は。もう1つは、支障が出ると言ったので、私も心配になって、支障が出ますかという内容も含めて確認をしてきました。そうしたら、向こうのほうは特に、何か支障が出て、これでは困るという内容の説明は一切ありませんでした。ですからお互い調整をして、先ほど私が10月5日に区画整理組合に訪問したのは、私たちはそういう意思はありません。ですから一緒に調整して事業もできるようにしましょう、事業も進めるようにしましょう。そして我々のほうも、使えるようにしないといけないので、使えるような状態と一緒に調整してもらえませんかというお願いをしました。そこでは何の対立も、今のところはありません。今後、区画整理組合にとって非常に、撤去した後の新設とかいろいろあるので、

	多少組合にはご迷惑をかけることはありますが、今のところは何ら対立はないということは申し上げたいと思います。
2番委員	今のところ何でもないだろうということですけれども、今後どうなるのかはっきりしないと、条例がある以上はね。
教育長	条例がある以上、今のところを触れないんです。
2番委員	触れないわけだから、工事に支障が出る可能性もあるかも分からんわけ。
教育長	いえ、それはない。一緒に調整してやりましょうということになつていて、道路についても入れさせますよ、皆さんと調整をして道路工事もやってください。ただ撤去の問題があるので、撤去の問題については一緒に調整してやりましょうと。
2番委員	じゃあ今後、こういう条例がまだ残っているとしたら、工事を進める中で、全くこの組合の皆さんにも支障がないということを言えるんですか。
教育長	私どもが施行に同意するとか、工事に同意するとか、何らかの手続が必要かもしれません、支障が出ることはないです。ですから先ほど言いましたように、9月議会で廃止しなければ支障が出るということがあったので、私はそれを確認するために10月5日に組合を訪ねて、どういう状況ですかという確認をしました。そうしたら一緒に調整してやれる、我々もそういう調整をしてやりたいと、私申し出しましたので、そうしたら「分かりました」と、今後一緒に調整して進めましょうという形で終わっていますので、多分残った土地でも正式なサッカーコートは十分取れる状態になると思います。
4番委員	我々は、これまで条例否決についてずっと話合いをやってきました。そのほうが一番望ましいであろうということで、いろいろ意見も言ったんですけども。今、教育長のほうも、恐らく我々と同じように条例否決についていろいろ議論をしてきたと思います。そして9月25日の議会にも上程したかと思いますけれども、やはりグラウンドを永久的にそこのほうに残すというお考えでしょうか。市も含めて、よく分かりませんけれども、教育財産だから、教育長はどうお考えでしょうか。
教育長	教育長としての考えは、実は私は3回目の議会までは、ほとんど答弁したり、そういう意思表明をすることは全くやっていません。それは教育長として対等、あるいは公平、公正、そういう気持ちがあったということと、もう1点は担当部長としてこの事業を進めてきた背景があったからです。しかし前回の9月議会の状況を踏まえたときに、

	やはり私は決断するべきだなと思いました。なぜなら子どもたちのために、あるいはスポーツを愛する市民のために、私が立ち上がってその状況を説明する以外にないと。それでさつき9月議会に支障が出ると、廃止しないと支障が出るということがあったので、その確認と併せて組合を訪ねたのはそういう背景です。
4番委員	私の考えでいいですか。これまで私も再生医療拠点、その事業については将来性が非常に、経済成長が期待できると。子どもたちのほうにも、ここに医療関係が来る、研究機関が来る、子どもたちの希望や夢、目標、私も、僕も大きくなったらここにある研究者になりたいという、大きな夢が膨らんてきて、これだけの大きな産業が期待できるので、そして雇用も促進されるので、グラウンドは何とか子どもたちのほうが100%ではなくても、やはり条例を廃止して、ここに巨大な拠点地区としてできてほしいなという強い願いを持っておりました。今、教育長はそのまま存続させたまま、事業を進めたいとおっしゃっていますけれども、1回目、2回目、3回目は知りませんけれども、私が来てからはその方向で進んでいるのに、また今戻してからどうのこうのじゃなくて、せっかく今豊中のグラウンドが3分の1使える状況まで近づいてきている、陸上競技場もある。しかも工事が始まるまでは与根のグラウンドも使える。そして新たに与根の漁港が使える、選択肢の1つになったということからすると、あえて残さないで廃止の方向で続けたほうが、豊中の子どもたちのためにも、このほうが早く解決し練習に専念できるのではないかという考え方です。ですから存続させるというのは、非常に曖昧な部分で、組合からしても、もし私が組合員だったら、今までこうしてやってきたのに変えるのと。そうすると、逆に言うと教育委員、あるいは教育長に対する責任が問われときはしないかと、そういう懸念も私は持っています。ですからそのまま廃止の方向でやるべきじゃないかという、私個人の考えであります。以上です。
教育長	一番の問題点は、代替施設がないということが、今回の9月議会の主な内容でした。専用施設ですね、代替施設というのはサッカーの専用施設がなくなる。ところが子どもたちも含めて、大人のほうもですね。ですからそういう意味では、この議会が判断した事項ですので。議会が判断した事項について、先ほど言いましたように私自身はきっと受け入れて、4回の否決というのがそういう意味なので、私はその対応をするためには、どうすべきかということは教育長の判断として、今後の取組をどういう形で進めるのが妥当なのかということを判

	断した上での、組合を訪ねたというのはそういうことだということで理解をお願いしたいと思います。
1番委員	私思うんですけれども、まず教育委員の中のお話なんですけれども、我々は一体何を優先して考えなければいけないのかなという、今議題に感じているんですよ。施設がどうのこうのというのは私はあまり興味がなくて、市が発展していくのはいいことだと思うんですけども。まず考えなければいけないのが、優先的には子どものことじゃないですか、基本的に。じゃあ部活が100%じゃないと言うかもしれないんですけども、なるべく100%にしてあげようじゃないかという段階だと思うんですよ、私はですね。まずはその場所を奪ってはいけない。その代替施設がないから、議会を通らないという話であれば、きちんとそれを見つけて場所をつくってあげるとか、中学校もサッカーホームだけじゃないと思うんですね、野球部から、いろいろ外でやる部活もたくさんあるでしょうし、回数とその時間と、そういう大事なことを確保して、初めてその話が出てくるんじゃないかと私は思っています。ですので、前回私は手を挙げなかつたんですよ、賛成もしませんでしたけれども、この気持ちだけは絶対に変わらないので。どうしても可決されて、そうであればこの教育委員の皆さんで、子どもの時間を大切に組めるように、ちゃんと準備をしてあげてから、市の方向も進めてほしいなという私の思いがあります。教育長が言ったように、残せるというのであれば、その案で進めてほしい。道路工事も遅れないという調整もしてくれるというのであれば、私はそのほうにかけたいという感じで今聞いています。以上です。
2番委員	それぞれの考えがあると思うんですけども、私も教育委員の一人としてはっきり言いたいのは、これは子どもたちのため、何が優先かというのがあるんだけれども、今のサッカーをやっている子どもたちのことも考えも、立場もあるだろうし、だけどさっき4番委員が言ったように、今後の子どもたちの職業の選択の場、受皿がこれから大きく開かれていくというのも、子どもたちのためじゃないかと思うんですよね。ですからそういう再生医療再生産業がこの場にできれば、もっと将来を考えたら、子どもたちのためにはぜひ早めにこういうことを進めるべきじゃないかなと。そして前回だったか、部長から説明がありましたが、この代替地について保護者、学校側も一応は納得しているような話も、私覚えているんだけれども。そういうこともあるので、さっき4番委員が言ったように、廃止の方向で我々はやって、教育委員の一人としてこういう提言して、それから何というか、子ども

	たちには頑張ってもらうと、代替地で。それと練習の仕方も工夫などしてですね。だからそういう先のこととも考える必要があるんじゃないかなと、私は考えています。以上です。
教育長	そうですね、私は先ほど再生医療の話をしましたけれども、再生医療は県が5次振計で位置づける、5次振計というのは令和4年以降なんです、あと2年余りますよ。それと併せて豊見城市に来るのか来ないのかも、実はどこに行くのかもまだ、これから審議される、そういうことが明らかになりました。これは県議会の県議の一般質問の中で明らかになっています。ですから今もう一度立ち止まってお考えしていただきたいのは、再生医療は7月27日の臨時議会をもって、県は断念しました、豊見城に来るのを。その以降に、県が位置づけるのを見て、再度、市長はこの前の8月の総合教育会議の中では誘致したいと言っていましたので、その令和4年以降の中での話になっていくということで、認識をされたほうがいいと思います。
2番委員	豊見城が否決したから県が否決になったんですか、これは関係ない?
教育長	これは関係ないです。違います。すみません、これは戻しましょうね。豊見城が否決になったので、県は予算を組み替えた。だから県は予算を持っていません、今。
2番委員	だから豊見城が否決したから、そういう組み替えたと。これ議決されいたら、県は通った可能性もあるわけですね。
教育長	当然可決されれば、それはもう。こちらに誘致していたと思います。
2番委員	そういう面では、早めに配置しておけばよかったわけですね、豊見城としては。
教育長	配置というのは?
2番委員	条例廃止して、この議会で通しておけば、県としてもこの予算はつくられたわけですね、豊見城の中に。
教育長	そういう考え方もあるでしょうね、可決されれば当然造れるわけですから。
4番委員	それからするとですよ、令和4年以降ですよね。こんなに、私が思うには、すばらしいものが来るんだったら、早急に整備をして受皿をつくっておく、まだまだあるんじゃない。今からやらないと間に合わないんじゃないかなと私は思います。とにかく子どもたちのサッカー場の練習場の確保はとても大事ではあるんだが、並行して、こんな豊見城に世界的な研究施設が来るというの何にも本当に変えられない、子どもにとっても大人にとってもあるから、ぜひそれに向けて早

	め早めに対応すべきではないのかなって私は思います。
教育長	先ほど言いましたけれども、令和4年以降になるので2年以上あるわけですよね。2年以上ある、そしてそれが、今私が言いたいのは、令和4年以降の位置づけなので、それがいつになるかも分かってない状況があるわけですよね。県が位置づけをするということになりますので。
4番委員	ということはね、県から見たら、やはり豊見城の利便性、自動車道路がある、豊見城に位置づけたほうが県としても一番いいんじゃないのかなというふうに私は思っています。だからよその市町村に持つて行かれる前に、豊見城のほうで受けるんだって、そういう強い姿勢を逆に県のほうにもアピールする必要があるんじゃないかなと、そういうふうに考えると、もうすぐだから、次期振計とはいっても、早めの整備が必要じゃないかなと。だからまとめて条例廃止をして取り組んでいくというのが、私はそのほうがいいと考えます。
3番委員	さっき条例の廃止をすると、しないとのでのメリット、デメリットというか、そういうのはどういうところにありますかという質問をしたと思うんですけども、それが何か今違う。私が意図する回答がもらえていないなというのがあって。もちろん再生医療の誘致もそうなんですけれども、土地区画整理事業があって、これは市と組合との話し合い等も含めて進むわけですね。そのときにこの条例があるのとないのとでは、何がどう変わるのがかというところの部分も、私はぜひ伺いたいなと思っていて。
教育長	まず今の部分だけ先に答えましょうね。まず組合施行ですので、民間の組合。ですから民間の組合が独自につくった組合ですので、決議権を含めた権限もそのほうにあるわけです。基本的にですね、廃止しなければできない事業かどうかです、区画整理事業も。ですよね、さっきの説明は。私が答えたのは、廃止しなくとも事業はできる。それは組合と調整をしながら、事業に支障を出さないような形で調整すれば可能になる。
3番委員	それは今、市が進めようとしている区画整理ですか。
教育長	これは組合施行なので市とは関係ないです。
3番委員	組合がしようとしている区画整理事業は、条例が残っていてもできる。その条例が残っていても区画事業はできるということと、そこ以後々市が何かを誘致したいというときには、この条例があつてはできないわけですよね。はい、分かりました。
教育長	できない。この条例がある以上は、それはしっかりと、この体育施設

	としての利用になるので、条例が残っている間はできない。
3番委員	もう1つお願いします。先ほど教育長のほうを訪ねてお話をされたという中に、今後、教育委員会との話し合いがなされるような内容があるという表現があつたかなと思うんですけども。その教育委員会と話し合いがなされれば、進むというようなことなんですか。これは、ごめんなさい、私の聞き違いかな。
教育長	<p>教育委員会というより私で言いましょうね。教育長という形で考えて結構です。それを日常管理については、教育長に委任された事項です。教育長の権限に属する事項になります。ですからさっき私が、このままの状態で放っておくわけにはいかない。何らかの調整をして、事業に支障を出さないようにするためににはという意味合いで、私の権限の範囲内で行動できることをやつたということになります。</p> <p>それとさっきちょっと再生医療の話がありましたけれども、私、実は最初のときに、再生医療を含めて、医療の誘致ができる区域を、実はヘルスケアゾーンという位置づけをして、実は私が計画担当部長でしたので。これはこの場所だけが、誘致できる場所ということではないんですよ。ヘルスケアゾーンは、その反対側、中央病院がある反対側にもヘルスケアゾーンの位置づけがあつたり、当初計画ではそういう計画までやっていました。ですから必ずこの場所でなければ誘致ができないという内容ではないということを、私の方からお知らせしたいと思います。以前、担当部長でしたので、私の方でヘルスケアゾーンの位置づけもしましたので。今ちょっと変わったかな、中身は見ていないんですが、可能だということでの考えですね、位置づけは。</p> <p>さきに戻りますけれども、私の教育長の権限の範囲内で事業に支障があつてはならないので、組合を訪ねてそういう話を、申し入れをしましたし、また組合員に対しても事業がしっかりと執行できるように調整をしたいという申し出をしておりまして。今後また細かい調整はやるので、今、どうだこうだという話は申し上げにくいので、できるだけ、否決している間は日常管理の管理者は、今のところ教育長が事務管理者なので、そういう感じで捉えていただければと思います。よろしいですか。</p> <p>ほかに何か質問がありますか。どうします？ 前回も説明しましたように、最終的には採決という形になります。従来、私の考えとしては、議論が尽きるまで、議論を論旨を尽くす。そして全員賛成が得られるまで、それをやっていきたいというのがこれまでの私のスタンス</p>

	でした。ただ前回も申し上げましたように、私は前回非常に追及を受けましたので、そういうことがあってはならないと思いますので、委員の皆さん方の考えに基づいて、もし採決をするということがあれば、それはそれで構わないし、あるいはまた今後引き続き継続して審議を続けて、議論が尽きるまでやるのかということも、どちらというのは委員の皆さんですので。
4番委員	今度の議会を傍聴して、廃止の主な反対理由が、子どもたちのサッカー場の確保が十分できていない、あるいは。一般のサッカー愛好家とともに含めてとかおっしゃっていましたけれども、今話をまとめてみると、先ほども言いましたけれども、豊中の3分の1のグラウンドが近々使用できるようになる。陸上競技場がある。工事が始まるまでは、与根のグラウンドが使える。新たに選択肢として、与根漁港多目的広場ですか、そこがあるというならば、もうそこまで来ているんだから、我々教育委員としては、そのまま走ってきた、いい方向に向かってきた、そのままやはり廃止の方向で検討したほうがいいんじゃないのかと私自身は考えます。教育長は、やはりこの事業を立ち上げて、組合を立ち上げてリーダーシップを取って頑張ってこられて、とにかく双方がうまくいくように調整をしていくということを議会でもおっしゃられていて、とても素晴らしいとは思ったんですけども、やはり私は流れでは、やはり廃止の方向で私は行ったほうがいいんじゃないかと。
教育長	さっきの私の説明部分では、一番の理由はサッカーの専用施設がなくなるという理由でしたので、これは誤解がないように。子どもたち云々以前に、サッカーの専用施設、今の施設はサッカーの専用施設なんです。そういうことでしたので、その辺は誤解がないようにお願いしたいと思います。
4番委員	でもこれも将来的には当然ながら、また検討するとは思いますけれども、当面やはり一番大事な子どもたちの練習の場の確保というのが、優先されるべきじゃないのかなと。一般の場合でも、ほかの市町村では学校の夜間体育施設、野球とかサッカー、ナイターでやっていますので、豊見城市のほうもナイター施設が何か所かあるんですかね。
教育長	2か所あります。
4番委員	そのところを利用したらクリアできるし、とりあえず今事業を進めている中で、教育委員会で何度も何度もやってきて、廃止の方向でやってきているから、今非常にいい話が聞けたので、そのまま私はこの方向で考えていいんじゃないかなと思っているところであります。

	以上です。
教育長	今回ですね、新たに明らかになったのが1つあります。私も長嶺城公園には、サッカーの専用施設ができるものだと思っておりました。ところが今回の議会の中で、サッカーのできる多目的施設、専用施設ではありません。そういうことが明らかになりました。それも令和9年完成と言いましたよね、今のところの完成予定。そういうことがはつきり出てきたことで、専用施設がなくなるということで議員の皆さん方は、その反対を言っていましたので。これを付け加えさせてください。
4番委員	いずれ、これだけ世界的にサッカーはメジャーなスポーツなので、那覇市も専用サッカー場を造る計画はしているし、やはり豊見城でもそれが求められてくるであろうと思います。ぜひそういう方向で専用サッカー場の建設も考えてほしいんですけども。それは早急にはいかないと思うので、それも含めてまた今後検討していく必要はあるなと思います。現時点では、代替施設のほうがあるので、それで一応はやってもらおうというふうに考えております。
3番委員	難しいところかなというふうに思っているところです。ただこの委員会の最初に、9月の否決の言い分と、あとはその理由に対する各部署の努力と言いますか、こういうふうに否決の理由に対してこういう対応をしてますよということの報告があって、大変ご苦労なされているんだなということを感じています。先ほど私が気になっていた条例の廃止をすることとしないことによって、どういう違いがあるのかということの確認をしたときに、この条例廃止について今ここで議論がされ続けているわけですが、将来的にまた何か起ったときには、同じようにこの条例の廃止をするかしないかという話合いが、またなさられるだろうと予測をした場合に、今現在、いろいろな条件をクリアしながら、この条例の廃止について話が進められてきているということを踏まえると、将来的には今、この場で否決をするという方向のほうが、将来的にいろいろな形のものを進めていくという意味においてはいいのかなと。その条例があるなしという部分の話を今確認をして、そういう思いになりました。だから否決するという、廃止についての、12月への提案、それをやっていいともいいのかなということを感じています。将来的にというふうに、今考えました。この条例があるないということを将来的に考えるとどうなるのかなというところの視点で、今私はそういうふうに思いました。
2番委員	もう1度確認したいです。3回ですか、議会で否決になったのは。

教育長	4回です。
2番委員	4回とも代替地が確保できていないという理由?
教育長	いえ、そういう内容ではなかったですね。
2番委員	前回の議会も、午前中だったけれども見たんですけども、否決されるような理由が、私もちょっと理解できないなと思って、途中で帰って分からんんですね。
教育長	覚えている範囲内でいいですか。断言は私もちょっと。
2番委員	大まかでいいですよ。
教育長	まず1回目は仮換地の指定により、与根多目的施設という施設が使用収益ができなくなるということでの提案理由でした。要するに使えなくなりますよという意味でした。ところがそれは何ら支障がないということが明らかになって、それで否決になっています。2回目が、6月定例議会と7月の臨時議会、これは再生医療の誘致の問題だったと思います。そのときは誘致をすべきではない、誘致も反対だと、再生医療の誘致について反対だということでの否決の理由。これは内容としては、事業規模が拡大されると、いろいろそういう内容があつたけれども、議員が調査したところでは、食い違いがあるということまで話をされていた方もいました。これが理由だったと思います。4回目が9月議会になりますね。これは先ほど言いましたように、多目的施設の条例を廃止しないと、事業に支障が出るという話でしたけれども、それは何ら問題ない。具体的に、その場所は都市計画法、区画整理法、地区計画の条例、この3つの網がかぶっているんですが、どの法律にも抵触しないということが明らかになりました。これがこれまでの経過だと思います。大まかですが。
2番委員	議会で反対している理由として、一貫的な理由はないよね。
教育長	その前にですね、一貫的な理由じゃなくてですね、提案内容の説明内容が変わってきたんですよ。再生医療については6月と7月の臨時議会は同じでした。それ以外の理由は、提案理由そのもの、説明理由そのものが変わってきた、ですから一貫性はないですよ、はっきり言って。
2番委員	議会に上げた提案の理由が一貫性がないと。
教育長	問題そのものは、3回までは区画整理、仮換地の指定に伴う内容でした。4回目は土地利用ということになっています。提案理由そのものは4回も5回も変わっていません。ただその中で、議論の中で、さつき言ったように、説明しますよね、議論で説明する中での、私が言ったのは主な理由としてはそういう内容だったというふうに記憶して

	います。ですから仮換地指定の話ということでやっていたんですが、3回までそういうふうにしていたんですけども、結局は何ら合理的に規制する内容がなかったということが明らかになっていました。ですから先ほども私が言いましたように、再生医療の問題についても、再生医療は令和4年以降の位置づけされるという話であって、今何にも決まっていないということも確認はしています。これは県議会で一般質問である議員がやっていますので、その中で位置づけるという内容だけでした。
2番委員	先ほどから皆さん意見言っているように、それぞれの意見があると思うんです。その会は、最終的に議論を尽くされた場合は採決を取ると前におっしゃっていましたけれども、前回採決、決まったんですけども、また今回こういう話をしているんですけども。やはり最終的には採決しかないんだろうと思うんですよね。採決を今回したとしたら、また次の議会で否決されるかどうか分からぬけれども、否決されたときに、またこんなしてお互いで議論するのか。同じような内容だろうと思うので、特に大きなことがない限り、今回の議決を生かしてもらいたいなという意見です。何か分からんよ。
教育長	これはですね、私が1回目から3回目の間は、2月でその審議をしたことがあって、私自身が実は漏らしていました。ということは前回説明したのは、議案は提案ごとに議決していくのが本来の在り方です。ですから今言うように、本来の在り方に戻したつもりなんですよ。ですからこれは市長が提案することになれば、当然議案として教育委員会は上げるべきなのは私自身思っていますので、これは毎定例議会、あるいはその議案ごとに出すということになれば、教育委員会としてはそういう議案ごとに出していくということが望ましいと思います。駄目だとかできないとかということではないんですが、望ましい在り方が何なのかという点で、やはり議案を提案するのであれば、この議案ごとに、定例議会ごとに出していくというのが望ましい姿。
3番委員	1つだけ確認したいと思います。この地区画整理事業というのは、計画があるわけですよね。この計画と、今回市がやろうとしている再生医療の事業とうまい具合に重なったということなんですか。それとも区画整理事業は区画整理事業でもう既に始まっていて、道路がどこを通りますよとか、そういうことは現在進行形？
教育長	区画整理事業そのものは、今説明したとおり進行形です。ただし今現時点は与根体育施設条例が、網がかぶさっているので、権限者が教育委員会になるんですよ。行政財産という言い方しましょうね。それ

	で行政財産なので、先ほど私が言ったように道路を通すのも調整しようとか、そういうのが事業としては進めることができますよという内容は、そこにあります。ですから区画整理事業は平成29年に組合設立が始まったと思います。ですから平成29年から組合が設立され、事業が開始されたということになります。その後からずっと進行形で、工事に着手るのは10月の何日かが起工式でした。もう終わったばかりです、今。19日が起工式でした。ですから計画とか換地とか、そういう手続をして、そういう異議が出なくて工事に着手するという内容になっています。ですから全体的な事業なので、例えば今言う与根体育施設をすぐやるという話ではなくて、ですからさっき私が調整して、9月には間に合わないという話をしていたので、組合に尋ねて行ったのはそういう意味合いですね。どういう計画ですか、うちの事業をどうしましょうかという内容の調整をしているところです。
4番委員	友愛医療センターのほうには、たしか高架道路のほうが道が造られていますよね。入って来て、正門でしたか、あれにも一部道ができるし、このサッカー場のほうにもまた道が造られるんですか。
教育長	はい、造られます。
4番委員	となると、そのときにはサッカー場を使える？
教育長	ですからサッカー場は一部道路が通ることによって、右と左に分かれます。分かれるんですが、右側でもたしか5,000平米ぐらい残るんですよ。左側のほうは、右左足すと1万平米あります、残地含めるとですね。ですからそこに、私が言いました90メートルの68メートルぐらいの正式コートが取れるぐらいは残るということです。
4番委員	じゃあ工事が始まつたらもう、広場はあるけれども、練習には支障を来すということになるんですかね、道路工事が始まると。
教育長	どういう形で調整するかになりますね。例えば、具体的に言うと右側の5,000平米ぐらいを使ってフットサルぐらいは十分できますので、そこはフェンス立てればいいところなので、左側は全体的な除却工事が必要です。私としては、今調整はまだしていないんですが、野球等が瀬長島の野球場を使ったりしているので、瀬長島の一部で、照明も向こうは使えるので、何とかその辺でうまく調整できないかなと。いずれにしてもどこかで練習場を確保して、その支障がないような対応は、当然私も義務だと思っているので、努力をしたいと考えています。 ほかにありますか。どうしましょうか。今言うように皆さん、これは教育委員の皆さんのが決められることですので。
3番委員	その前に1つ確認してよろしいですか。資料の1ページと3ページ

	です。議案の第32号の1ページと3ページなんですねけれども、1ページには教育長の名前が入っていますね、10月23日提出ということで。次の議案の第何号というのが記されず、提出も記されていない3ページは、多分内容は一緒かなと思うんですが、これが市長の名前になっていますよね。この違い、ごめんなさい、よく分かりません、教えてください。
教育長	先ほど言いましたように、まず教育委員会でこの議案を廃止するのかしないのか決めることになります。ですから私の名前で提案をする。そして2番目は、今後、議案を出す権限は市長にあるので、市長の名前で議案は出しますよという内容で、そのつづりをしていると思います。
3番委員	今後というのは。
教育長	この議会……、課長。
教育総務課長	これはですね、1枚目が教育委員会の議題としての表紙です。もう1つのほうは、市議会に提案されるときの議案ということになります。
3番委員	初めて見たので。
教育総務課長	当然、そうなってくると議会での提案については市長が専属しておりますので、市長名になっているということになります。
4番委員	教育長からはできないわけですか。
教育総務課長	教育長は提案権はないです。
4番委員	だから市長の名前が入っている。
教育総務課長	これが廃止案件が、今議会に通った場合には、この議案が可決された場合にはですね、当然市長のほうに送付がされて、それから市長のほうで提案するということになりましたら、市長名で議会に対して提案すると。
3番委員	これまでもそうでした？
教育総務課長	これまでもずっとそのようになっております。
3番委員	資料で初めて目にしたものですから、今回。それで確認でした。
4番委員	32号は、我々に対してという？
教育総務課長	教育委員会の採決です。
4番委員	分かりました。了解です。
1番委員	教育財産でサッカー場がありますよね。今、道が通っても整備すれば市の財産としてサッカー場ができるわけですね、大きさも十分に。もしここが廃止して、全部なくなって、別にこのサッカー場って造る予定はあるんですか、本格的に。

教育長	ないです。これははつきり断言しておきます。なぜなら今まで私自身は、長嶺城にサッカー場を造るということでの認識でした。私も担当部長でしたので、そういう調整をしながらやってきました。ところが今議会で明らかになったのは、サッカー専用施設ではない。サッカーができる多目的施設は造るけれども、サッカー専用施設ではないということで経済建設部長が再答弁していました。
1番委員	難しいですね。
4番委員	公式のサッカー専用場は厳しい。けどサッカーができる多目的広場は建設が可能であるという？
教育長	今の計画では、サッカーのできる多目的施設。ですから専用施設ではないという内容です。
4番委員	じゃあ今と同じような感じだね。
教育長	今は専用施設です。今のサッカー場は専用施設です。
2番委員	中学校で専用施設を持っている学校ってありますか。
教育長	中学校じゃないです。ちょっと誤解がないように。市の体育施設としては専用施設ですよという説明ですので。現在の多目的施設はサッカー専用施設ですということです。
2番委員	市のね。
教育長	進めますか。
2番委員	もうみんな言い尽くしたんじゃないかと私は思うけれども。みんなどうですか。
教育長	すみません、さっき私が再生医療という話をしました。それは後になつて内容が、説明したことが、内容が違うということが確認されました。ですから皆さんに1つお願いしたいのは、賛成理由、反対理由は一人ずつできれば述べていただきたい、これは私からのお願いです。やるやらないは委員が決めることですので、できましたら賛成理由、反対理由は述べていただきたい。これは私からのお願いということで、特に無理してという話ではないので。それぞれの権限がありますので、権利がありますので。
2番委員	では私から。これまでいろいろな話合いを聞いて、私も思っているんですけども、子どもたちのことも優先にしないといけない、これも分かる。でももっと将来を考えた場合には、さっきから言っているように、子どもたちが再生医療の場にできるような職場づくり、受皿があったらもっと子どもたちのためになるんじゃないかということ。そのためにも令和4年からの予算づくりもこれからだという点も言っているんだけれども、さっき4番委員が言っていたように、豊見城と

	しての基盤づくりは今からやってもいいのかなと思います。そういうことで私は廃止に賛成したいと思います。以上です。
1番委員	私は今議論している中で、前が見えない状態と思っています。市議会の方々も反対する理由の気持ちがちょっと分かるというか、不透明な部分が多いので。正直言っていることが変わってきているという中で、それを信用していいものなのかということまで考えました。確実にこの土地がそういう医療施設が来るという断言ができるのであれば考えるべき。今、まだ始まっていない予算の中で、今これをどうこうするのはちょっと早いのかなという気もします。まずは私は練習場所の確保と、代替地がないということがやはり心の中にひつかかっています。将来この土地が再生医療が来るのであれば、何とかしないといけないだろうと思ったりはしますけれども。話を聞いていると、これは市の財産なので、サッカー専用場が造れる場所が今検討されていないというのと、ほかの場所もあるというのもちょっとひつかかっているんですね、ここだけではないと、誘致する場所が。それは後々検討して造ってあげられるのかどうかも、これからのは話。私は子どもを、今、練習場所を失ってほしくないというのが私は心の中で残っています。市の教育財産も本当は残したほうがいいでしょうし、その場所にまた改めてきれいなサッカー場を造るというのもありかなという気がします。実際に賛成、反対するのは、私、とっても難しいとは思っているんですが、ただ今の現状では賛成理由までは、私の心の中では達していないというところがあって、正直やはり三角という形を取らさせていただきたいんですけども。私は丸にならないとちょっと手を挙げられないので、今回は私は手を挙げません。以上です。
3番委員	私は、先ほど私の結論はお話ししたかなと思っています。先ほど議会の提案の理由が変わってきたということですけれども、変わった背景を実はよく分かりません。提案に対しての回答を受けて、それを受けた提案理由が変わってきたのか。あるいはそうじやないのかというのも、これまでの話の内容ではよく分かりません。だからこれに関しては特にお話はしませんが、当初に言った9月の否決の中の理由を、それぞれの部署でそれに解決に向けて努力をしてこられたということが、まず1点ということと、あるいは先ほど確認した条例の廃止がされることとされないことによって、何が違うかということの説明も受けました。それを全てひっくるめて、もう1点は子どもたちの練習の場、それがどうなのかということなんですけれども。これまで私も中学校で教員生活をしているので、部活がどのように変わってきた

	<p>かというのは理解しているつもりです。やれ学校の建築工事が始まつたとなれば、それぞれの部活はそれなりに対応してくるんですよね。だからその条件というか、今置かれているその状況の中で、現場の先生方は現場の先生方なりに、どうやって子どもたちにそういう練習の場を工面したり、あるいは精神面をどうトレーニングしていくかなどなど、いろいろなことをクリアしながら、よりいい環境で部活をさせていこうという努力を、もちろん豊見城市内の中学校の先生方もそうだと思います。私が過去勤めた学校の先生方もそうです。だからそういう状況の中で、今その場面をいっぱいクリアしようという努力をしながら頑張ってこられているという状況もあり、そういう意味では学校の先生方を信じるのもいいことなのかなと思ったりはしています。そういうことをトータルして、先ほども強調したんすけれども、豊見城市の将来的に子どもたちの学ぶ環境であるとか、あるいは夢や希望につながる環境であるとかということを進めていくということが、その再生医療もしかり、それ以外のものでもいいんです。今回、いろいろな経緯の中で長い月日をかけて、こういろいろな意見が出されてきたと思うんですけども、その中で将来的にやはり今、いろいろ意見が出てきているこの中で、条例の廃止について、もう一度議会に問うてもいいのかなと私は考えています。以上です。</p>
4番委員	<p>7月からこの場所に参加して感じたのは、たしか県のほうは7月でもって白紙撤回するということを聞きました。私はその時点で、非常にもったいない、これだけ大きな成長戦略、再生医療、子どもたちのためにこれはぜひ豊見城のほうで誘致してほしいというのが、これまでずっとと思っておりました。一番懸念されるのが、やはり子どもたちの部活動をする練習場の確保がどうなるかと。やはり40年近く学校現場にいたので、その辺を心配しました。教育委員会の皆さん努力で、いろいろ代替地のほうについても頑張ってもらった部分があります。今日の報告では、新たに与根漁港多目的広場というものも出てきました。豊中のサッカー場については、ジプシーになりますけれども、これだけ多くの教育委員会の先生方の努力でもって、ある意味子どもたち、保護者、学校の先生方は本当に私は幸せだなと思います。私たちが現場の頃は、そんなことは委員会にもやってもらえませんでした。自分たちで探しに行きました。本当に教育委員会の皆さんに感謝をしながらも、こういうこれだけの練習場が毎日は使えないにしても、与えてもらったことは、子どもたちにとっては非常にありがたい存在だと思います。ですから恐らく豊中は競技力でもいいんですかね、</p>

	しっかりと頑張っている部分があります。それを大事にしながら、それ以上にまた将来的にはこの子どもたちが再生医療拠点に関連する企業、そういうところに頑張れる、夢や希望をもって研究者になるぞ、医者になるぞ、そういう場所で働くぞと、これこそが私は資源のない沖縄県、豊見城市、大きな成長戦略の中で頑張っていける、世界に羽ばたける人材づくりが、この豊見城から出て行けるんじゃないかなと。絶好の機会だと私は考えます。そういう意味では、早期に条例を廃止にして、事業を進めたほうが豊見城のためになるんじゃないかという、そういう理由から条例廃止について賛成いたします。以上です。
教育長	私のほうは、採決には加わりませんけれども、意見だけは述べさせていただいていいですか。
4番委員	すみません、いいですか。できたら教育長じゃなくて、教育委員としてのあれば賛成とか、ご意見とか、それは私自身も聞きたいなとは思います。
教育長	<p>採決には私は、採決の仕組みからすると、2対2にならないと、私はそこに加わりません。これが例規上のルールですので。ただ私のほうは、意見をですね、機会を、述べさせていただければ幸いですで、よろしくお願ひします。</p> <p>まず先ほど与根漁港の話がありました。与根漁港についてはですね、先ほども述べましたけれども、7月7日の会議の中で、私自身から提案もしました。与根漁港しか考えられない、代替地としては与根漁港しか考えられないでという発言をしたところ、あなたが決めることではないということで、私は一蹴されました。ですから与根漁港施設については、それはもう無い、私自身からも断言したい。それはあり得ないんですよ。7月の段階で私はそういう提案を丁寧に説明した。ですから管理者である市長がそういう発言をしたということは、管理者である最高責任者が私にそういう発言をした。そういうことは、次はないということです。それと2点目になります。再生医療の話がありましたけれども、再生医療については、前回8月20日の説明会で委員の皆さん方はお聞きになったと思いますけれども、これは先ほども述べたように、この否決を受けて県は予算を修正しているし、以降今後どういう形になるかというと、令和4年以降振興計画に位置づけるというのだけ決まっているんですね。そうすると豊見城に来るのか、いつ来るのかも分からぬ。そういう中で、今廃止をするということが本当に妥当なのかどうか。最短でも期間は2年以上あるわけですよ。さらに再生医療が来るか来ないかも分からない状況の中で、再生医療</p>

	<p>に基づいてやるというのは、ちょっと私には理解がちょっと難しいなと感じています。さらに今後の組合との対応になりますけれども、これは今後の調整ということになりますけれども、事業が進められるように私は協力していくし、また向こうのほうとの調整もしながら、残地でも1万平米以上残るので、サッカー場、90メートルの68メートルかな、コートは造れる。そういう状況が明らかになっていきますので、私としてはそういった調整を進めながら、教育施設として継続して使っていきたい。組合にも迷惑をかけない、組合にも調整をしながらやっていけると考えています。以上が私のほうとしては、この内容については廃止条例については反対ということで考えています。</p> <p>意見が出尽くしたようですので、それでは挙手を取りたいと思います。</p> <p>議案第32号 豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例の廃止について、賛成の委員の方は挙手を願います。</p>
	(賛成者挙手)
教育長	<p>3名であります。よって今回、提案どおり決定いたします。</p> <p>日程第7 議案第33号 豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則についてであります。説明をお願いします。</p>
生涯学習振興課長	<p>議案第33号 豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則。提案理由です。与根体育施設設置地において、土地区画整理事業の施行に伴って、土地利用の変更を行うため、条例を廃止する必要があり、それに伴い施行規則も廃止する必要があります。これが条例を提案する理由であります。以上です。</p>
教育長	<p>条例を廃止ということで決まっていますので、規則は提案どおり決定したいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	<p>日程第8 承認第15号 伊良波小学校増築（建築工事）の工事請負変更契約についてであります。事務局より説明をお願いします。</p>
学校施設課長	<p>学校施設課長から説明いたします。よろしくお願いします。承認第15号 伊良波小学校校舎増築（建築工事）の工事請負変更契約についてであります。提案理由につきましては、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第4条の規定に基づき下記の事案に関し、臨時代理を行ったものでありますので、これを報告し、教育委員会の承認を求めるものであります。</p> <p>資料の2ページ目が市議会に報告するかがみ文書となっておりま</p>

	<p>す。</p> <p>3ページ目の専決処分書でございます。こちらのほうで説明したいと思います。記の1番、真ん中の表のほうですね、左側の金額が変更後の契約金額となっております。1億7,790万3,000円が変更後の金額であります。当初、議決時の変更契約金額、表の真ん中が1億6,959万3,600円であります。その増減額としましては830万9,400円となっております。これは今回2回目の変更契約となっておりまして、この増減額の830万9,400円は1回目と2回目のトータルの金額の増減額となっております。1回目は先月の9月議会で承認された748万4,400円であります。</p> <p>今回の内容としましては4ページのほうで説明いたします。4ページの表の工事設計変更理由書のほうなんですが、表の上のほうの第1回変更というのが前回9月議会で報告した748万4,000円であります。その下の今回第2回変更の内容であります。タイル工事と金属工事の変更があります。これは工事が10月16日に、実は完了しております、そのときの完了する前の工事の精算という形になります。このタイル工事につきましては、トイレのタイルが設計数量よりも若干少なかつたので、それを3万9,000円の減額となっております。金属工事につきましては、これは天井の点検口ですね、点検のために出入りする出入り口の追加ですね、これが36か所から71か所に追加しております、その分の金額として68万2,000円の増額をしております。その他、この変更に係る諸経費、消費税等で18万2,000円。今回の変更工事はトータル82万5,000円の増額変更となっております。1回目と2回目の合計が830万9,000円となっております。</p> <p>5ページは位置図となっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
教育長	<p>ただいま伊良波小学校増築工事の説明がありましたが、質疑がありましたら。この事業自体は既に完了しております、終わっています、その内容の報告事項が定められていますので、それに基づく報告事項となります。</p> <p>進めてよろしいですか。</p> <p>それでは承認第15号 伊良波小学校校舎増築（建築工事）の工事請負変更契約について、提案どおり承認したいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。

	休憩（15時15分） 再開（15時19分）
教育長	それでは日程第9 報告第5号 「学校給食に関するアンケート」の調査結果についてであります。中身の説明について、学校教育課長、説明をお願いします。
学校教育課長	<p>報告第5号 「学校給食に関するアンケート」について報告いたします。提案理由、豊見城市立学校給食センターは、昭和60年に現在の場所に建設され、今年で35年目を迎える施設であります。本市内にある小中学校全て（小学校8校・中学校3校）となっておりますが、全て約8,000食の学校給食を毎日作っていますが、毎年増加している児童・生徒数に合わせて給食センターが提供する給食の数も増加しております。しかし施設の老朽化等もあり、調理機器の更新だけでは対応が難しい状況にあるため、給食センターの在り方についても検討が必要な時期に来ております。また豊見城市では、国が示した学校給食摂取基準（学校給食における栄養摂取量の基準）の栄養価を充足させることを目的に、今年度令和2年度から「学校給食費保護者支援事業」を開始し、学校給食の充実を目指したところであります。そこで豊見城市教育委員会及び学校給食センターでは、実際に給食を食べている児童・生徒が給食についてどのように感じているのか、学校給食の満足度等の基礎情報の把握と、令和3年度以降の学校給食関係施策の参考とすることを目的に、学校給食に関するアンケート調査を実施しました。今回はこの調査結果をまとめたので報告いたします。</p> <p>1ページを開いてください。表紙で学校給食についてのアンケート調査結果、令和2年10月というのがあると思います。そちらをもう1枚開いていきますと、1ページのほうでアンケートの概要等をまとめていますけれども、下から2つ目のほうをご覧ください。調査対象及び回答率。今回のアンケート調査は、市内小中学校に在籍する全生徒に実施しております。回答は児童・生徒が2人以上いる家庭については、最年長のみの回答としております。回答率、最終で9月29日時点で数字をはじき出しておりますけれども回答世帯数が2,430、対象世帯数が4,797世帯ということで、最終回答率が50.66%となっております。内訳なんですけれども、今回回答方法としてQRコードやURLからのアクセスでのウェブ関連の回答が1,087件、アンケート用紙への直接記入で、紙ベースでの1,343件、合計で2,430件となっております。</p> <p>ではアンケートについての概要を説明していきたいと思います。2ページ目をご覧ください。調査機関につきましては、今年度7月22日</p>

	から8月21日までの期間でやっております。アンケートに参加していただいた方の基礎情報につきましては、下のほうでまとめてあります。市内小学校8校……。
教育長	ちょっと待って、これ前回も説明したよね。
学校教育課長	もう変更点だけでよろしいですか。
教育長	概要を中心にしていいと思う。
学校教育課長	<p>では前回で報告しておりますので、前回の変更点だけ説明したいと思います。</p> <p>事前にお配りしていた資料ですけれども、少し差し替えがありますので今日3枚お配りしております。大変すみません、事前にお配りしていくて、確認される時間だったと思思いますけれども、内容に少し変更がありましたので差し替えをいたします。差し替えしたページが12ページから14ページまでの変更点について、今日差し替えを出しております。問12の回答の表記の方法を少し変更しているので、そちらの差し替えをお願いいたします。差し替えについての説明を行いたいと思います。</p> <p>今日お配りしました12ページと書いてあるところをご覧くださいませ。よろしいでしょうか。こちらは問12の回答の表記となっております。問12、今後学校給食を安定的に供給していくため様々な施策を検討しておりますが、優先すべきと考える順に番号をお答えくださいということで、従前にお配りしたものにつきましては点数化をして、それを百分率にまとめて分かりやすい表記をしてきたところなんですが、この点数化の点数についてちょっとと作為的なところも感じるところがある方もいらっしゃるんじゃないかという意見もございましたので、実際に回答のあった数字をそのままパーセンテージに置き換えて表記するような形での回答の方法としております。①給食費の保護者負担を軽減するために基金を設立するという選択肢から、④近年高騰を続ける食材費の対応策として給食費の値上げを行って、保護者に対して負担協力をお願いするという4つの選択肢なんですが、どれが1番優先か、2番優先か、3番優先か、4番優先かという問い合わせに対して、上のほうの表でそれぞれ回答していただいた数字をまとめています。①の回答をしていただいた方の1番優先、2番優先、3番優先、4番優先という選択した割合を、次の2番目の表で表しております。それで整理した結果、一番下のほうの赤字でまとめてあります。4つの選択肢の中で一番優先だと多く回答していただいたのが①基金を設立して、財源確保を目的とした基金を設立すると</p>

いうのが多く、次に②、③、④の回答された割合が多かったという内容となっております。それをグラフ化したのが13ページ目の分となっております。

もう1つの差し替え部分で変更点がありますのが14ページの問14の部分でございます。新たにお配りしました14ページ中段あたりに問14が表記されておりますけれども、設問が上記の「学校給食保護者支援事業」についてどのようにお考えですかという設問でございます。今年度より、栄養価の充足を目的に一般会計のほうから5,300万円ほどの予算を投じて実施している学校給食保護者支援事業というものなんですが、保護者の皆様に対してこの事業に対して、今後どうしていくかというお考えをお聞きしている設問となっております。1が事業を実施するべき、2が豊見市の財政面を考慮しながら事業をするべき、3が栄養価の充足について学校給食費の保護者負担増額改定で対応すべきという3つの選択肢から選んでいただいている結果ですけれども、緑の部分が一番多く回答を寄せられている状況でございます。緑が2の豊見市の財政面を考慮しながら事業をするべき。次が青の部分、これが1の事業をするべきということで、保護者の皆様からご回答をいただいております。前回はこの緑の部分と青い部分を足して、保護者の86%が事業を実施することが分かったということでコメントを表記しているのですが、選択肢の中でしっかりと1 2 3と分けて選択肢を設けていることから、今回、コメントの中でも一番多いのが2の53%です、次が1の33%です、3が3.7%ですと、しっかりと分けてコメントを記載させていただいている方向で変更させていただいております。

あと大きな変更は以上でして、最後に15ページからの欄でございますけれども、このアンケートに対しての自由記述を前回2,430の世帯の皆様から回答をいただいているんですけれども、687世帯、約3割の方々がいろいろな自由記述での意見をいただいております。その意見に関してグループ化をしてしまって、代表的なものを挙げさせていただいております。献立・食材について。郷土料理・沖縄料理について。アレルギー食について。新型コロナウイルスによる臨時休校について。ページ開きまして16ページ、学校給食費に関することについての意見。中段あたり、調理員・センター職員等への感謝に関する意見。学校給食費保護者支援事業についての意見。そのほかの意見等も多くありました。それで今687件の意見を全部載せることができませんでしたので、ある程度の意見をかいづまんで、こちらのほうで

まとめております。

問15の設問、この自由意見を踏まえて、17ページで総括でこのアンケートのまとめを書かせていただいているので、これも読み上げていきたいと思います。総括。豊見城市では、学校給食の満足度等の把握や学校給食関係施策の参考とすることを目的にアンケート調査をこれまでに実施したことがなく、今回が初めての取組でありました。今回のアンケート調査を通じ、児童生徒及び保護者の皆様の多くが肯定的な意見、前向きな考えを持っていることが分かり、学校給食に関わるものとしてうれしさを感じると同時に、安心安全でおいしい学校給食の提供に向けてより一層力を尽くさなければと、強く意識するものがありました。継続して配膳の工夫、食事時間、個人の成長及び嗜好を考慮した献立づくりや栄養バランス、安心安全な食材などについて信頼される学校給食提供が実施できるよう検討していく必要性について改めて認識しました。学校給食施策に関しても、保護者の方から「基金設立」や「食材の購入方法の工夫」による負担軽減を目指した取組が求められ、今年度より実施している「学校給食保護者支援事業」についても事業継続を要望する回答が寄せられている。今後とも、学校給食に関する情報を積極的に収集・公開していくことで、学校給食という「生きた教材」を用いた指導をより充実させていきたい。この「生きた教材」についても、説明を書かせていただいております。「生きた教材」について、ある専門家は、学校給食が「生きた教材」である役割について、①児童生徒にとって身近である「親密性」。②同じものを食べる「共通性」。③毎日食べる「日常性」。④食べるという活動が伴っている、実践活動・実体験になる「体験」。⑤栄養面で教育的に配慮されている。モデル「標準性」。⑥地場産品の活用、地域性、学校ならではのメニュー、「創造性」等の特性を説明し、上記のほかにも生産者や調理員、準備するクラスメートへの感謝の挨拶、家庭と違った環境での準備やみんなで楽しく食べるといった人間関係づくりなどの社会性の育成など、ほかの教育活動に波及させることができると説明しております。最後に、おわりにということで、児童生徒の保護者の皆さんをはじめ、学校関係者の方々にはお忙しい中、アンケート調査にご協力いただき、大変お世話になりました。今回寄せられたこれらのご意見は、これから学校給食の充実を図るための資料とさせていただくとともに、安心安全でおいしい給食が提供できますように日々努力してまいります。皆様のご協力、本当にありがとうございましたと総括をまとめております。

	以上、学校給食アンケートの報告でございます。ありがとうございました。
教育長	ただいま学校給食についてのアンケートの報告がありましたが、質問がありましたら委員の皆さん、挙手でお願いしたいと思います。
2番委員	よくまとめて、こういうふうにしていると思うんですが、質問したいのは、保護者への質問、この質問事項はいろいろな意見が保護者によって出ると思うんですが。だからこういう考察をするときに、ちょっとやりにくいなというようなことを考えながらやったのかどうか。親が言うことを何でも聞くのがいいというものじゃなくて、後で考察しないといけないから、このときに質問事項というものを考えてやったのかなと。
学校教育課長	今現在、7,500名の児童生徒が、教職員含めて8,000食の給食を毎日つくっているんですけれども。今日も、ちょっと私、朝から給食センターの調理現場を朝6時半ぐらいから入って見てきたんですけども、その日の給食をつくるための食材が、やはり8,000人の規模となると大量の食材を使用している状況にありました。やはり安心安全を考えたときには、県産だとか国産のものを使用するのが一番安全だと思うんですけども。どうしても気温が下がったりだと虫だとか、その辺で国内の野菜がとれなくなったりとかには量が確保できないだとか、新聞で何度も出ているんですけども高騰の話もあって、限られた予算の中でその辺の量が確保できないときには、外国産の野菜を使ったりだとか、冷凍の食材を使ったりだとかということで、給食の献立だとか食材を検討している状況にあるんですけども。その辺についても保護者の皆さんのお考えを確認したいなということだとか。あと児童生徒の皆様に対しても、給食に対してどのような意見を持っているかという部分も、保護者と皆さんと一緒に共通理解を図りながらやっていきたいという部分がありまして、その辺を確認する意味でも、今回アンケートをさせていただいている状況でございます。
2番委員	よく分かります、その辺は。非常にいいことだと思うんですけども。私も、こういうアンケートをやったことがあるんですけども、やって後、保護者に返さないといけないものだから、このときに後で考察したときに、これはやらなければよかったですなというのがあったんですね、質問にね。とらなければよかったです。やはりとった分は返さないといけないから。だからそこら辺、何でも質問していいというもののじゃなくて、後で自分たちが困らないようなところまで考えてやらないと。困ったかどうか分からなければ、アンケートの場合

	<p>はそれがあるんだよね。</p> <p>それから話は違うけれども、8,000食というのは県内でも最大とあるように、那覇でも4,000ぐらいしかつくっていないと。8,000食になると、どうしてもメニューなんかも決まってくるんじゃないかな。そしてもう1つ心配なのは、老朽化して給食の器材から、ちょっとした破片が入って、異物混入ということがありますよね。だから豊見城も調理場の老朽化というのがあるんですけれども。これは早めに対策を立てたほうがいいんじゃないかと私は思うんですけども。この辺どうですか。</p>
教育長	今、給食センターのほうから事業費の実施計画の要求を出していまして、いろいろな形で採択進めております。課長、ほとんど要望どおり採択されるのか、3年計画の中で。
学校教育課長	今、内々示受けているんですけども、また今後の対応についても部内で検討しながら対応していきたいと考えております。
教育長	機材関係とか、そういうのがやはり2番委員が言うように、老朽化の問題を避けて通れない状況がありますので、それに向けてしっかりと対応していくことで、今計画を進めております。
2番委員	私も、現役の頃は、給食会との関わりが多かったものだからいろいろ聞くんですけども。この食材が多いだけ、メニューも限定というか、つくられないのが多くなると思うんですよね。だからメニューも限られてくると。例えば揚げ物ができないとか。そういう面を含めると、国が示している健康基準に満たないところも出てくるのかなと思いますので、そういうところからも早めに新たな給食調理場を造る必要があるなど、これを見て思ったんですけども。ということで私の意見でした。
学校教育課長	確かに設備等は若干年数がたっていることはあるんですけども、今日の調理の風景を確認しながらよく目にしたもののが、下処理の中で食材をカットするときとかも、対面にいながら刃物の欠けがないかというのを、頻回的に確認している光景だとか、あと食材を切る機械に入れて、今日はスパイを細かく切っている作業を見たんですけども、あれも本当に四、五分に1回機会をまたばらして、歯が欠けていないかというのを逐一確認しながら、異物混入等々も本当に最小限に抑えるような行動を確認してきたので。施設が古い状況でも、できる努力はしっかりとやって補いながら、安心安全な給食を提供するという形で職員一同共通認識が図られているなということを確認してきましたので、その辺はすごいなということで安心している部分があります。今

	後、教育長が話されていたとおり、8,000食の給食をやっている、年月がたっているということもあるので、今後の対応については、やはり今後も対応していきたいと考えております。
2番委員	食材は、給食会を通して購入しているんですか。
学校教育課長	給食会からも購入はしているんですけども、食材によってはJAだと、野菜を扱っているところからも食材を仕入れながら学校給食は調理している状況です。
2番委員	給食会ではいろいろな食材について調査したり、また農薬についてもやっていると思うので安心だとは思うんですけども。添加物の調査なんかは単独でできないよね、本市で。
学校教育課長	仕入れる業者に対して、添加物というか食材に対して残留農薬がないという証明書等を添付していただきながら確認して使用している状況でございます。
2番委員	それから遺伝子組み換え、食材の。
学校教育課長	遺伝子組み換えの商品については、使用していないということを確認しています。
2番委員	もう材料がないから、遺伝子組み換えも使わないといけないよういうような話もチラッと聞いたことがあるものだから。しかし子どもたちにどんな弊害があるか、まだ分からぬわけですよね。だから非常に気になるところですけれども。この辺も今後気をつけながら取扱ってください。よろしくお願ひします。
教育長	進めてよろしいですか。報告第5号 アンケートにつきましては… …、どうぞ、はい。
3番委員	このアンケートについては、さっきちらっと出ていたんですが、学校へのお返しとか、結果は考えていらっしゃいますか。
学校教育課長	もう少し自由意見等のグループ分けがしっかりと終わったら、市のホームページ等への掲載をして、皆さんに見れるような形を取りたいということと、市の広報等、毎月皆さんにお配りしている献立の中で、範囲がちょっと狭まるんですけども、学校給食アンケートにご協力していただいたお礼と、概要だけを載せられたら載せて、皆様にお返ししたいということは検討しています。
3番委員	ありがとうございます。大変お疲れさまです。前もって資料がいただけたので、いろいろ見せていただいてありがとうございます。ちょうど今日資料の入替えがありましたよね。さっきの5、10、9、8、7というのがよく分からなくて、質問したいなと思っていたところなんですが。資料が新しいのがありましたので、これでよく理解できま

	した。ありがとうございます。ただ12ページ、今お返しをする、公表もするということなので、新しくいただいた12ページの表の項目なんですけれども、一番最初に件数とありますよね、四角のね。件数とあって、この件数については横並びですよね。合計。下に①②③④とあるんですけれども、これ何かなと思ったら項目になっていますよね。だから斜め線を入れて、件数と項目というふうにしたほうが分かりやすいかなというのと、あと項目がアンケートの中には1 2 3 4になっているんですね、①②③④となっていないんですけども、これは私の勘違いですか。
学校教育課長	すみません、もう一度よろしいですか。
3番委員	私の勘違いかな、ごめんなさい。アンケートを見ながらやりましょうね。私の早とちりであれば、訂正します。これは11の……。
学校教育課長	11ページの下のほうの問12です。11ページの問12になります。
3番委員	<p>問12の今後学校給食を安定的に供給していくためにというところですね。この項目は1 2 3 4になっていますよね、①②③④じゃないですよね。すみません、私の早とちりでしたね。これは大丈夫です。①②③④はそのままですね。ありがとうございます。</p> <p>とても考察も非常に適切になされているかと思うんですけども。まず1点目は、生きた教材ということで、指導をより充実させていきたいという文言になっているんですが、栄養教諭が各学校というか、拠点で配置されているのかな、何名か配置されていると思うんですけども。やはりそういう栄養教諭の先生方と連携をして、多分担任の学級経営であったりとか、いろいろなところで食育の指導の計画がされているかと思うんですが、やはりそういうところを生かして、ぜひ充実した指導に向けてのそれができると、よりこのアンケートが生かされてくるのかと思っています。</p> <p>あと1点は、今お聞きすると、これから意見をそれぞれ分類するというお話があったんですけども、15ページの上から4行目、主な意見については下記のとおりであるということで、項目ごとに見させていただきましたが、全ての意見は資料編に示すということだったんですけども、多分資料編には全ての意見はまだですよね、これからですね。その確認でした。</p> <p>あと1点気になったのは7ページの問5の②の中に、この棒線があって未回答というのがありますよね。未回答のパーセンテージがかなり高いんですけども、その理由と言いますか、考えられることって何か思い当たるというか、ここには出てきていないんですけども。</p>

	書けなかった理由とか、そこら辺は少し、このアンケートをとったときに、この仲間でというか話題に上がったかなということをちょっとお聞きしたいなと思っています。献立の内容とか給食の量とかというところで出てきているなんだけれども、それを項目として挙げているにもかかわらず未回答がいっぱいあるというのは何かあるのかなというのをちょっと、これから？
学校教育課長	問5に関してはですね、問5から保護者の皆様の回答をいただいている設問になってくるんですけども。その前に問1から問4までは、実際に食している児童生徒の皆さんへの回答をいただいている状況でございます。その問1から問4に関しましては、給食おいしいですかとか、量はどうですかという内容がありますけれども、ちょっと中身を見て、傾向的に言えば、学校給食おいしいですかという選択肢の中で、どちらかと言えばおいしくないだとかというご意見が少なからずあったということと、あと問2に関しても、学校給食の量はどうですかという形で、少し足りない、足りないという回答が、中学校のほうでは結構大きく回答があったんですね。そのお子様方が、回答を選んでいる保護者の皆様からは、問5の回答で、どちらかと言えば不満ということがあって、そこの中で特に選択肢は選んでいないんですけども、問5の中で不満ですよということは選択されている傾向がありました。
3番委員	分かりました。ありがとうございます。すごく貴重なアンケートだったなというふうに思って、私も認識を新たにするところもありました。またこれをぜひ返していただいて、安全安心な給食の提供をよろしくお願いしたいと思います。お疲れさまでした。ありがとうございます。
4番委員	このアンケートを見て、本当によく頑張ったなど敬意を表します。特に総括とともに立派にまとめられているし、私自身、5年前ですか、4か年間豊見城の給食を毎日とよみ教室のほうで頂いておりました。子どもたちも本当においしく、楽しく、喜んで食べていて、本当にありがとうございました。質問ですけれども、今現在、アレルギーの子どもたちがどれぐらいいるのか。そして給食費の徴収率、何パーセントぐらいなのか。給食は予算は何パーセントぐらいでつくっているのか。ちょっとお聞きできたらと思います。
学校教育課長	まず学校給食費の徴収率につきましては、直近の昨年度で言いますと98.2%という形で、過去一番いい徴収率のほうでやっている状況でございます。

	アレルギーの方につきまして、数を把握しているかと言えば把握はしていないんですけども、牛乳の要らないよという牛乳の欠食の方の対応だとか、献立でアレルギーの表記をするだとか。アレルギーを持っている保護者の皆様には詳細献立というのを希望すれば渡してですね、今日はこういうアレルギーの食材が入った給食が出ますよということは、事前にお伝えするようにということで対応はしている状況でございます。
4番委員	じゃあしっかり配慮しているということで。
学校教育課長	できる限りの。学校は把握してやっています。
3番委員	お弁当の子もいますか。自宅からお弁当を持ってきている子たちもいますよ。
学校給食センター所長	例えば卵料理、卵のアレルギーがある子については、卵の料理が出る場合は、給食センターから出るものには卵の汚染されている可能性があるということで、その場合は保護者からの弁当を持たせるということもあるみたいです。
3番委員	毎日ではなくて、そのメニューを見てということですね。
学校給食センター所長	私たちも卵については月2回とか3回程度、なるべくたくさん出さないようにということでやっています。
4番委員	それと14ページですか、保護者のほうが、学校給食保護者支援事業を多くの方が知らなかつたということに対しては、私も驚きです。私も初めて知りましたけれども、豊見城市の場合は本当に手厚く、手当てされているなど。非常にいいなと思いました。これはできるだけ今後、拡充していくようなことも必要ではないかと思っています。特に昨今は経済格差が大きくて、貧困率、そういうものも、貧困者が増えてきている中では、やはり700円でしたかね、一人、補助額が。これだけでおいしいデザート、くだものが増えてきているというのを聞かされると、ぜひそのような事業は支援をしてもらいたいと思います。そして困っている子どもたちには、できるだけ給食費のほうは少なく済まされるような、そういう取組も必要だなと思います。そして一番困っているのが好き嫌いが多くて、同じように出しても食べない子どもたち、この子どもたちへの指導をどうするのか。もちろん学級担任が主にはなるけれども、やはり保護者と連携しながら、少しづつ改善していくような、そういう取組も必要かなと。学校によっては、中にはまた栄養士がいるところ、あるいは保健の先生がやるところありますけれども。こんな貴重な給食を、一日の3分の1を学校で食べるわけだから、とっても子どもにとって重要であると、大事にしていただ

	きたい。本土のほうでは、意外と弁当持参が。食堂があって、好きなを注文できる。沖縄だけがこうして全学校で給食が食されているというのは、とても大事だなと思っています。本当に立派にまとめられて頑張っている姿を見て、大変敬意を表したいと思います。大変お疲れさまでした。以上です。
2番委員	栄養教諭の話も出ていたんですけども、今、豊見城は栄養教諭1人ですか、栄養職員2人？
学校教育課長	センターに3名いらっしゃいます。
2番委員	教諭ではない？
学校教育課長	栄養士さん。
2番委員	栄養士と教諭？
教育部長	県から派遣の先生が来ていますよね。
学校教育課長	はい。
2番委員	栄養教諭が3名？ 県から？
学校教育課長	栄養教諭が1人いて……。
学校給食センター所長	違います。県から3名いらっしゃるんですけども、栄養教諭は1人だけになっています。
教育部長	残る2人は？
学校給食センター所長	栄養職員です。
2番委員	今、私がお願いしたいのは、栄養教諭は教諭職で教員と同じような給料で今やっているんですよね。違うんだよ、栄養教諭と栄養職員は。だからお願いしたいのは、栄養職員または栄養教諭は給食をつくるだけじゃなくして、つくった給食を子どもたちがどう食べているのか、ちょっと給食時間を見てほしいなというお願いなんだけれども。しかし時間的に、また人数的にこんなことはできないはずだけれども、できる限り、毎回じゃないさ、月に1回でもいいから、こういう自分たちがつくった給食を子どもたちがどう食べているのか。また子どもたちにおいしかったねとか、何が食べたいねとか、そういう給食に关心を持たせるような取組をぜひやってほしいなと。これは本当は教育委員会がやるべきだとは思うんですけども。
	やっているんじゃないの、食育で。アンケートも一緒につくっているんだから、ちゃんと報告しているから。
学校教育課長	今回のアンケートをつくるときに関しても、栄養士の皆さんのご意見をいただきながら、調整しながら設問をつくっているほか、定期的に学校に出向いて食育の、教室というか、その辺を今やっています。ただコロナ禍において、例年より回数は減ってはいるんですけども、

	学校と調整しながら学校に出向いて、その辺の食育の教室を開きながら、学校給食に対しての理解を求めているところであります。
2番委員	大変失礼しました。はい、分かりました。
教育長	アンケート調査についてはこれでよろしいでしょうか。 以上をもちまして、アンケート調査については終わりたいと思います。 続きまして事務局より説明をお願いします。
教育総務課総務班長	事務局の教育総務課のほうから、その他事項を説明させていただきたいと思います。 その他の事項で、令和2年度（令和元年度事業）教育委員会点検評価についてということで、ご説明をいたします。お手元にちょっと分厚いファイルが届いているかと思いますが、こちらのほうが毎年1回、この教育委員会が担当している事業のほうを教育委員及び教育長、また学識経験者で点検評価をしていただくという形を取っております。こちらのほうが地方教育行政の組織及び運営に関する法律のほうで定められておりますので、今回こちらのほうを作成させていただいて、点検評価を教育委員会及び教育長と学識経験者の方で点検していただくということで、資料のほうを作成しております。今回、資料がたくさんございますので、今回の教育委員会でお配りをして、事前に目を通してください、11月11日に点検評価の事業を行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。内容につきましては、各課ごとに事業がそれぞれありますので、各課ごとに事業のほうを説明していただくという内容になっております。またこちらに載っていない事業でも、当日ご質問していただければと思っております。以上です。
教育長	最初の評価のメンターの部分と資料の部分だけは示しておいたほうが、委員は楽に取り組めるよ。
教育総務課総務班長	資料のほうですね、すみません。
教育長	メンターの部分の評価の部分の何ページまで。付箋も付けてあるから、それで示したらいいよ。残りは資料だということでの説明を。
教育総務課総務班長	まず開きまして1ページ目に実施要綱ということで、豊見市の実施要綱が。すみません、かがみ文が付いてその次のページが実施要綱になっています。こちらに基づいて点検評価をしていただくという形になっております。 ページを開いていただきまして、次のページに令和2年度（令和元年度事業）教育委員会の点検評価スケジュールということで、スケジュールのほうを載せていただいております。今日が10月23日金曜日に

	<p>なっています、定例教育委員会の調整ということで、資料のほうの配付ということでさせていただいております。点検評価につきましては、先ほど申しましたとおり事業のほうの点検をしていただいて、評価をしていただくという形になっております。</p> <p>次のページを開いていただいて、裏になりますが、点検評価のタイムスケジュールということで、施策項目ということで13時40分からということでの協議がありまして、施策項目として義務教育の充実ということと、あと6の教育行政の充実ということで教育総務課から進めていくという形をとっています。</p> <p>あと次のページに点検評価をしていただく項目を、教育総務課のほうから順に示させていただいております。教育総務課であれば、真ん中のほうですね、主な取組と成果ということで、電子黒板、タブレット端末の整備とか、そういう部分を今回事業として担当しているということで、そちらのほうを説明していくという内容になっております。これが各課ごとにページがあって、主に10ページほどございまして、その後ろに各課から提供していただきました資料が、付箋が付いておりますので、そちらを見ながら評価をしていただくと。あと各課ごとにいろいろ冊子を作成したりとかしておりますので、その冊子のほうも後ろのほうに添付させていただいております。また2年に一度、豊見市の教育ということで、豊見城の教育の内容をお示ししているものがありますので、そちらのほうも添付させていただいております。資料に関しては以上になります。</p>
教育長	次の定例教育委員会の開催について……、質問ですか、どうぞ。評価の内容で。
教育総務課長	確かに教育委員会の事務は大分幅広くございますので、今回ポイントを絞って資料を出してますが、見ていただいてご希望のあるものはメモをしていただいて当日ご質問いただくという形でお願いをしたいと思っております。今回、このような感じですね、お一方沖国大の照屋先生をお呼びして、コメントも頂きながら、このような形での会議になっていますので、ご希望のところをちょっとメモしていただいて、当日お聞きいただくという形で結構かと思います。よろしくお願いします。
4番委員	次回は11日、1時半から？
教育総務課総務班長	はい。点検評価が、日程が11月11日
2番委員	点検評価の方法としては、何か表があるんですか。評価表みたいなもの。

教育総務課総務班長	評価シート、下の部分に、私たちがちょっと会議を終わった後に、教育委員からの点検評価の意見を取りまとめて載せて、議会と、またホームページに掲載していくという形を取りますので。
教育総務課長	当日、下の欄を埋めていく、ご発言を受けて、こちらのほうでお埋めして、また照屋先生の助言を入れながら、冊子としてまとめていくということになります。
2番委員	分かりました。
教育総務課総務班長	<p>次ですね。令和2年度の島尻地区の教育委員と職員の研修会が今回中止になったということでの通知が今回ございましたので、そちらのほうを添付させていただいております。今回、コロナの影響で中止という形になりましたので、ご了承ください。</p> <p>次に、次回の定例教育委員会の開催についてなんですが、11月27日金曜日、13時30分からということで開催したいと思いますが、ご都合のほうはよろしいでしょうか。</p>
4番委員	次回は27日ですけれども、この評価については11月11日に提出？
教育総務課長	11日に皆さん集まっていたら……。
4番委員	じゃあ2回あるんですか。
教育総務課総務班長	2回です。11月は2回あるということになります。
教育長	時間は？ 1時半から5時まで？
教育総務課総務班長	11月11日、点検評価につきましては13時30分からということでよろしくお願ひします。定例教育委員会につきましては、11月27日金曜日の13時30分からということで、よろしくお願ひします。事務局からは以上です。
4番委員	これは毎年やっているんですか。
教育総務課長	はい。
教育長	今は大分小さくなっています、評価。
4番委員	絞り込んでというから、絞り込んでこんな？
教育長	資料が多いですので。
教育総務課長	以前は数日間かけて、ずっと。
教育長	最初の頃は2日でした。
3番委員	すみません、この評価については、文字ですか、ABCとかそういうのではないわけですよね。はい、分かりました。
教育総務課長	当日ご発言いただければ、こちらのほうで取りまとめてさせていただきます。
委員長	それでは、これをもちまして第14回定例教育委員会の全日程を終了

します。ご苦労さんでした。

(署名欄)

教育長 照屋堅二

教育委員 備瀬洋一

